

平成26年度版

## 奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし

奈良県中央こども家庭相談センター

奈良県高田こども家庭相談センター

## はじめに

こども家庭相談センター（児童相談所、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター）の業務推進につきましては、日頃から各関係団体・機関を始めとして、多くの皆様に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年は日本が「子どもの権利条約」に批准して、ちょうど20年の節目の年になります。この条約は子どもの「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4本の柱とし、それらを実現するために様々な取り組みがなされてきました。しかしながら、この間、家族を取り巻く社会環境がめまぐるしく変化し、子育ての孤立化が進み、家庭や地域の子育て機能が低下してきました。さらに、少子高齢化が進み全国の15才未満の児童数は33年連続して減少し、1,633万人（総人口比12.8%, H26.4.1現在）と過去最低を更新しております。

このような背景のなか、児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)など、子どもと家庭、女性を巡る問題は、複雑・深刻さを一層増してきました。

中でも児童虐待相談は増加の一途にあり、本県の平成25年度の件数は、過去最多の1,392件となりました。また、DV相談については、平成25年度は1,051件であり、ここ数年はいずれも1,000件を超えております。

こうした中、児童虐待の対応においては、平成23年度にスタートした「奈良県児童虐待防止アクションプラン」の成果を踏まえ、新たに策定したプランを実施していきます。DV支援では、身近な市町村の女性相談機関等との関係強化に努め、女性の自立に向けた支援を引き続き行います。また、社会的養護の充実を図るため、児童福祉入所施設との更なる連携強化を図り、里親制度推進に向けて取り組んでまいります。

昨年8月に、中央こども家庭相談センターこども相談棟の改築工事を終え、今年1月末に全体整備工事が完了いたしました。解体された庁舎は、45年間にわたる児童相談所の相談援助活動の苦楽が凝縮された空間でした。今後も、子どもたちの権利を守り、家族の笑顔のために一層の充実を図っていきたいと思います。

この「業務のあらまし」は県内2か所のこども家庭相談センターの平成25年度の業務実績をまとめたものです。関係者の皆様にご高覧いただき、本県の児童福祉の推進に広くご活用いただければ幸いです。

平成26年7月

奈良県中央こども家庭相談センター所長  
奈良県高田こども家庭相談センター所長

笹川 宏樹  
高橋 修

# 目 次

はじめに

## I 組織図および管内状況 頁

- 1 中央こども家庭相談センター ..... 1
- 2 高田こども家庭相談センター ..... 2

## II 沿 革 ..... 3

## III 児童相談

- 1 児童相談業務の概要 ..... 4
- 2 児童相談の流れ ..... 5
- 3 児童相談の分類 ..... 6
- 4 児童相談業務統計 ..... 7～10
- 5 奈良県の里親状況 ..... 11～12
- 6 判定業務 ..... 13～14
- 7 児童虐待相談の状況 ..... 15～17
- 8 一時保護業務 ..... 18～19
- 9 子どもと家庭テレホン相談 ..... 20

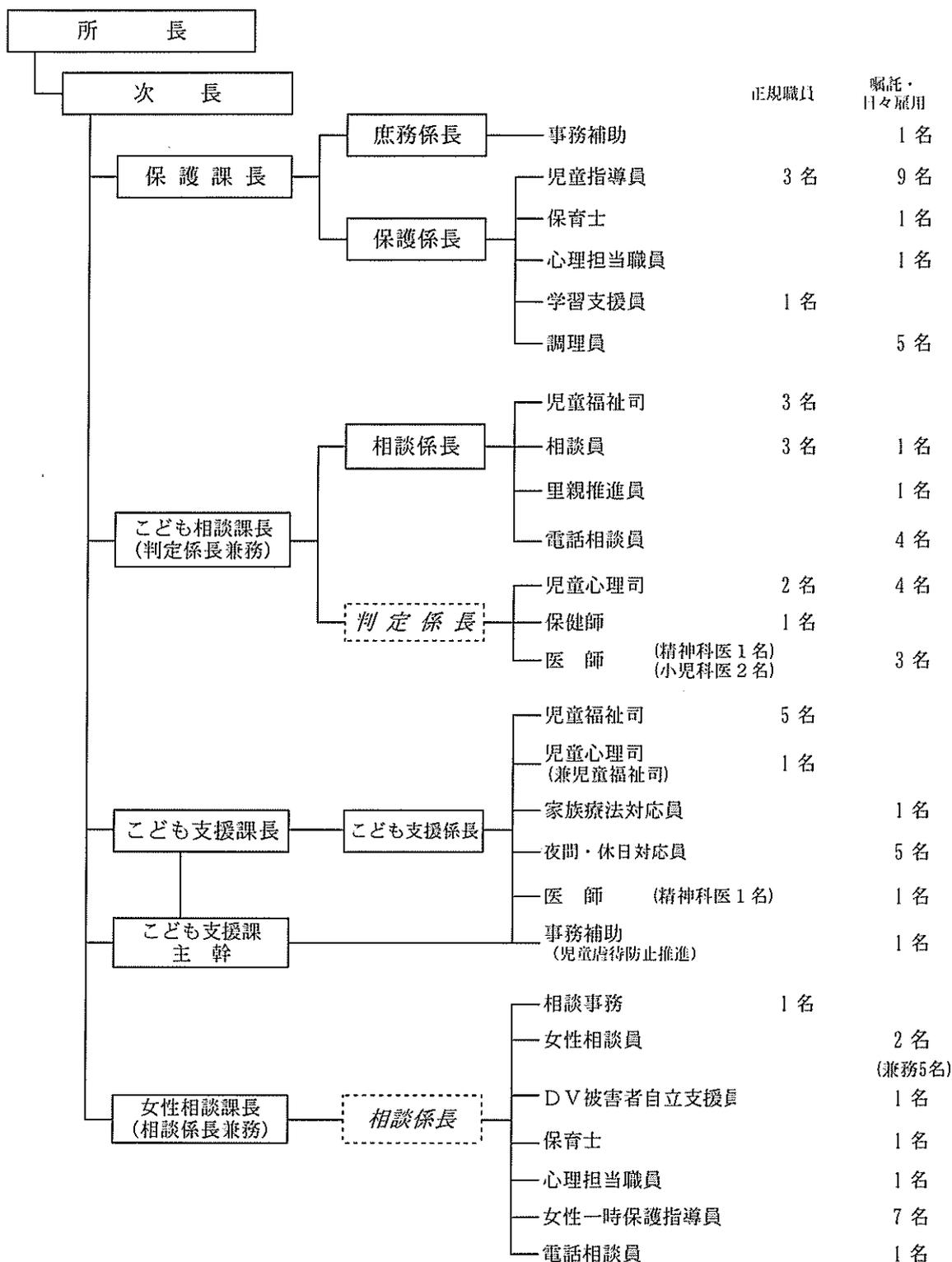
## IV 女性相談

- 1 女性相談業務の概要 ..... 21
- 2 女性相談の流れ ..... 22
- 3 女性相談の分類 ..... 22
- 4 女性相談業務統計 ..... 23～31

関係機関・施設一覧 ..... 32～34

# I 組織図および管内状況

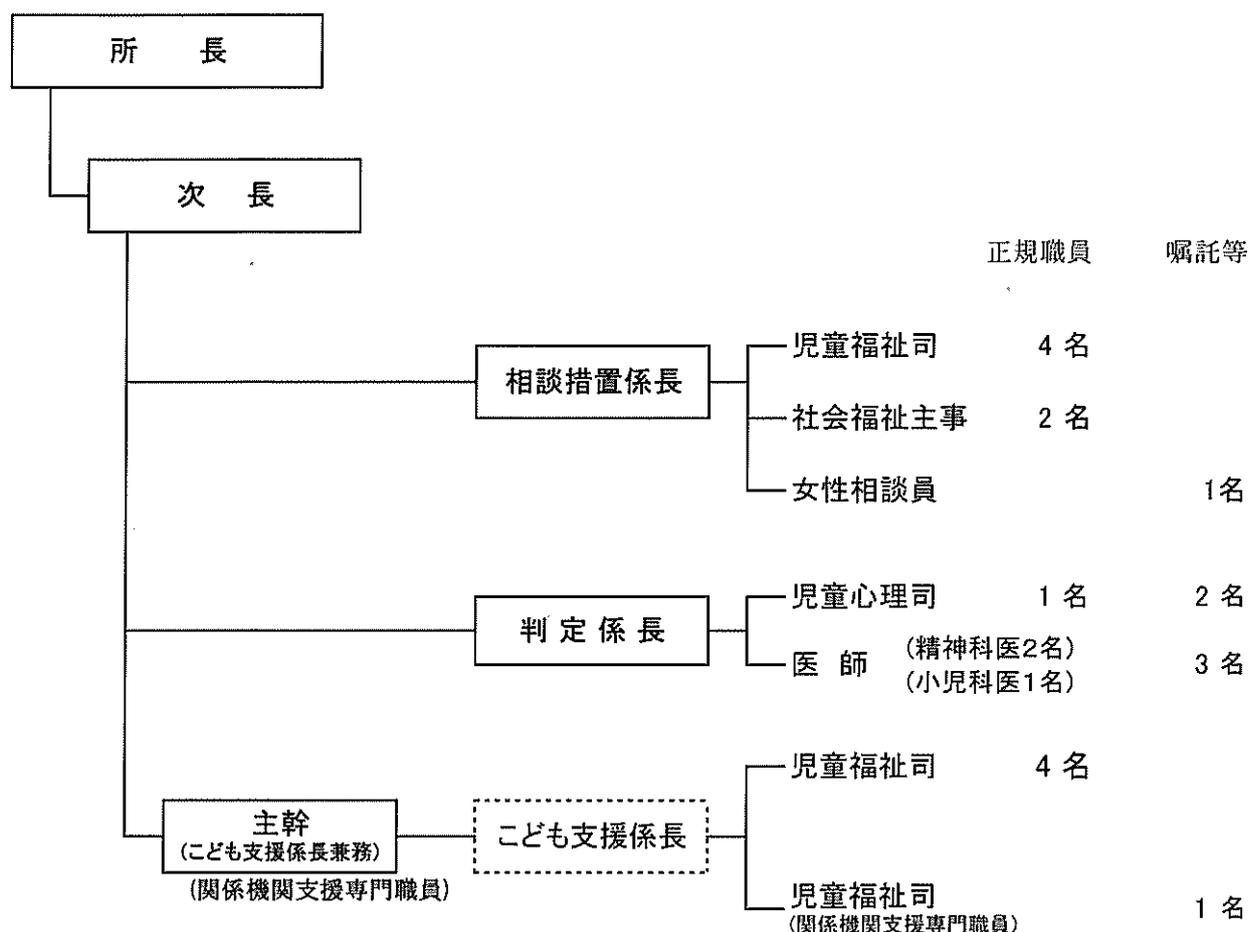
・中央こども家庭相談センター（平成26年7月1日現在）



総数 82名（兼務除く）（正規職員 31名、嘱託等職員 51名）

所在地	〒630-8306 奈良市紀寺町833 こども相談部門 電話:0742-26-3788、FAX:0742-26-5651 女性相談部門 電話:0742-22-4083、FAX:0742-93-8130
管轄区域	6 市（奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市） 7 町（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町） 3 村（山添村、曾爾村、御杖村）
人口	総数 876,500人、児童人口 138,091人（※平成25年10月1日現在）

2 高田子ども家庭相談センター(平成26年7月1日現在)



総数 23名 ( 正規職員 16名、嘱託等職員 7名 )

所在地	〒635-0095 大和高田市大中17-6 電話:0745-22-6079 FAX:0745-23-5527
管轄区域	6 市 ( 大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市 ) 8 町 ( 高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町 ) 9 村 ( 明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村 )
人口	総数 531,222人、児童人口 85,216人 (※平成25年10月 1日現在)

## II 沿革

---

昭和23年	6月	1日	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院診療所内(奈良市杉ヶ町)に奈良県児童相談所を設置。その後、間もなく奈良県奈良保健所内(奈良市油阪町)に移転。
昭和23年	11月	1日	伝香寺内(奈良市小川町)に児童の一時保護所を設置。
昭和24年	10月	5日	武徳会弓道場跡(奈良市登大路町48番地)へ児童相談所及び児童の一時保護所を移転。
昭和32年	4月	1日	売春防止法(昭和31年法律第118号)の施行(昭和32年4月1日)に伴い、奈良市鶴福院町33番地に婦人相談所を設置。
昭和33年	4月	1日	現在地(奈良市紀寺町833番地)に奈良県児童相談所及び児童の一時保護所を新築移転。
昭和37年	11月	1日	児童の一時保護所及び倉庫を増築。
昭和45年	12月	10日	児童相談所及び児童の一時保護所を改築。
昭和53年	6月	1日	人口増ならびに児童相談件数の増加に伴い、奈良県高田児童相談所を新設。従来の児童相談所を奈良県中央児童相談所とする。
昭和54年	4月	1日	奈良県婦人相談所を児童相談所の隣地(奈良市紀寺町832番地)に新築移転。
昭和63年	4月	26日	現在地(大和高田市大中17番6号)に高田児童相談所を新築移転。
平成5年	10月	1日	中央児童相談所に『子どもと家庭テレホン相談』を開設。
平成8年	11月	30日	婦人相談所の相談室を増築。
平成11年	3月	29日	中央児童相談所の玄関(自動ドア)及びその周辺(手すり、スロープ等)、門扉を改修。
平成14年	4月	1日	中央児童相談所と婦人相談所を統合し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)(平成13年法律第31号)の施行(平成14年4月1日)に伴い新たに配偶者暴力支援センター機能を追加し奈良県中央こども家庭相談センターに、高田児童相談所を高田こども家庭相談センターに名称変更。 中央こども家庭相談センター女性相談部門に心理担当職員配置。 児童の一時保護所に心理担当職員を配置。
平成16年	4月	1日	中央こども家庭相談センターの女性相談部門を増改築。
平成17年	4月	1日	児童虐待に対応するため、中央こども家庭相談センターの児童相談部門に『こども支援課』を新設し休日夜間対応員を配置。
平成18年	4月	1日	こども支援課に家族療法対応員を配置。
平成19年	4月	1日	こども相談課に里親委託推進員を配置。
平成20年	4月	1日	こども支援課に主幹、児童心理司を配置。
平成21年	4月	1日	こども支援課に関係機関支援専門職員(児童福祉司)を配置。
平成22年	4月	1日	女性相談課に保育士を配置。
平成23年	4月	1日	保護課に学習支援員を配置、こども支援課2名増員。
平成24年	4月	1日	こども支援課に主幹(高田専従)、保護課に個別対応員を配置。
平成25年	4月	1日	高田こども家庭相談センターに「こども支援係」新設、両センターこども支援課各1名増員。
平成25年	7月	31日	中央こども家庭相談センター新こども相談棟完成。
平成26年	1月	31日	女性相談棟における学習室・警備員室新設及び厨房改修。芝生のグラウンド及び駐車場整備。
平成26年	4月	1日	一時保護所定員増に伴い、児童指導員を増員。

---

### Ⅲ 児童相談

#### 1 児童相談所業務の概要

##### ①目的

こども家庭相談センターの児童相談部門(児童相談所)は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。

子どもに関する家庭その他からの相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それを基に援助方針を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、子ども及びその家庭等を支援、援助します。

##### ②相談の受付

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、原則として0歳から18歳未満の児童に対して、発達相談や、非行相談、また増加してきている虐待相談等、さまざまな相談に応じています。

##### ③児童相談所の基本的機能

###### (1)市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

###### (2)相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

###### (3)一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

###### (4)措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

##### ④相談援助活動の展開

###### (1)調査、診断、判定

受け付けた相談について、児童福祉司等による調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断などをもとに、総合診断を行い、個々の子どもに対する援助方針を作成します。援助方針の策定に際しては、可能な限り子どもや保護者と協議に努めます。

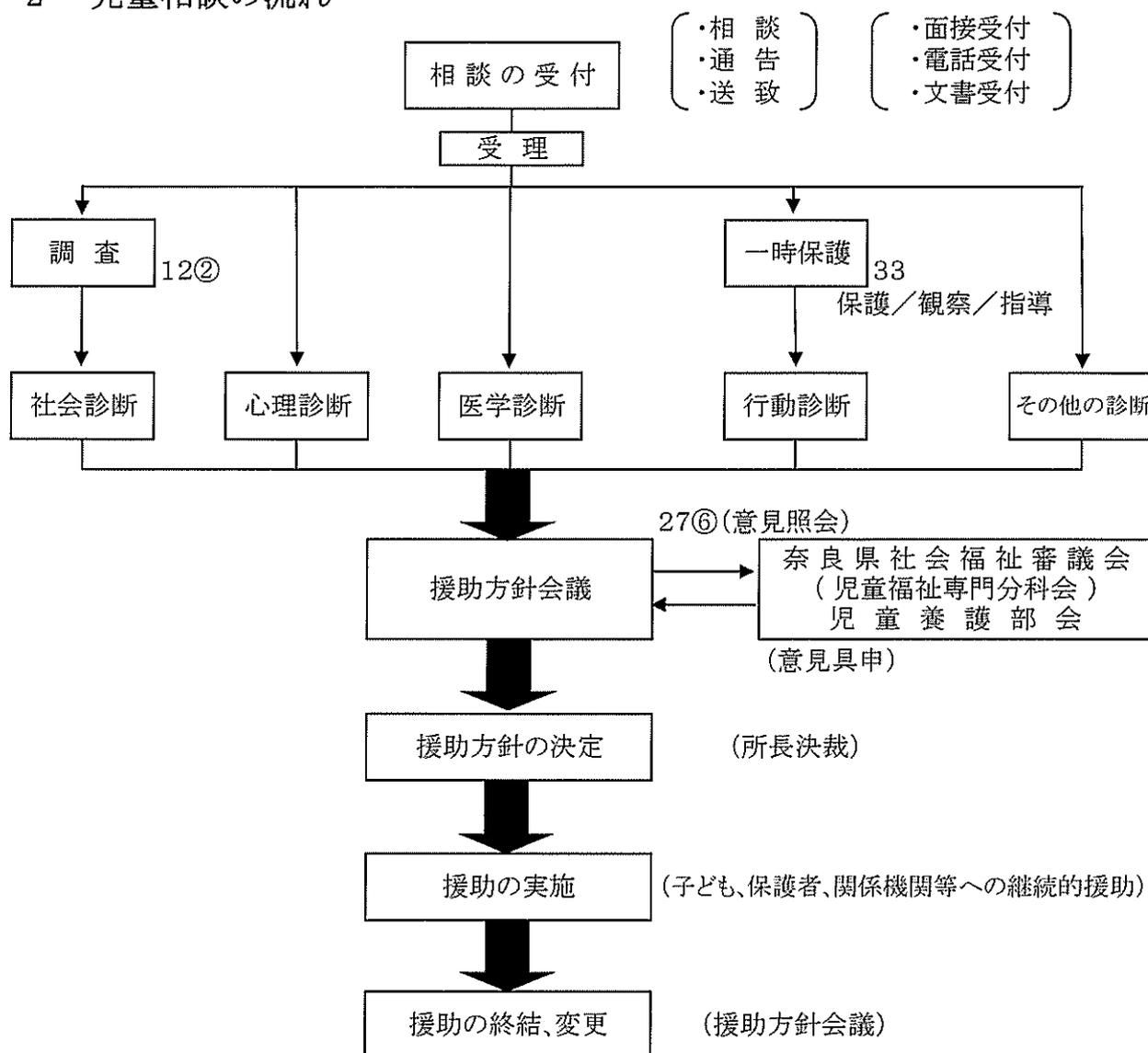
###### (2)援助

上記援助方針に基づいて子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行います。

###### (3)支給決定

障害児施設の契約利用に際しては、障害児施設給付費、障害児施設医療費等の支給決定を行い、障害児施設受給者証を交付します。

## 2 児童相談の流れ



援	助
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あっせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) オ 障害児相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) カ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定医療機関委託(27②) 3 里親・小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 障害児施設等への利用契約(24の3⑥) 5 児童自立生活援助の実施(33の6①) 6 福祉事務所送致、通知(26①Ⅲ) 市町村長報告、通知 (26①Ⅳ、Ⅵ、Ⅶ、63の4、63の5) 知事報告、通知(26①Ⅳ、Ⅴ) 7 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3) 8 家庭裁判所への家事審判の申し立て ア 施設入所の承認(28①②) イ 親権喪失宣告の請求(33の7) ウ 未成年後見人選任の請求(33の8) エ 未成年後見人解任の請求(33の9)

※ 数字は児童福祉法の該当条項

### 3 児童相談の分類

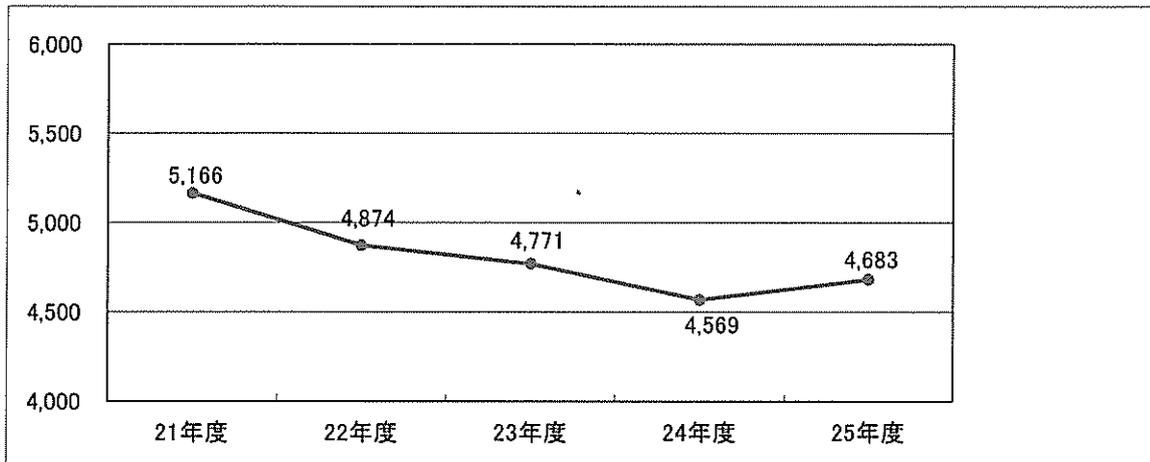
養護相談	① 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	② 養護相談	父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、未成年後見人を待たぬ子ども等、児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	③ 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談。
障害相談	④ 肢体不自由児相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	⑤ 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	⑥ 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する子ども等に関する相談（言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当する種別に分類する）。
	⑦ 重症心身障害相談	重症心身障害児（者）に関する相談。
	⑧ 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	⑨ 自閉症等相談	自閉症もしくは自閉症同様の症状を呈するアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害等の子どもに関する相談。
非行相談	⑩ ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として児童福祉法第25条による通告のあった子ども、または警察署からの通告はないが触法行為があったと思料される子どもに関する相談。
	⑪ 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）。
育成相談	⑫ 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	⑬ 不登校相談	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合には、該当する種別に分類する）。
	⑭ 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	⑮ 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	⑯ その他の相談	上記の①～⑮のいずれにも該当しない相談。

## 4 児童相談業務

### (1) 相談件数の推移

【単位：件】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
a) 中央こども家庭相談センター	2,847	2,794	2,620	2,651	2,778
b) 高田こども家庭相談センター	2,319	2,080	2,151	1,918	1,905
c) 小計(a+b)	5,166	4,874	4,771	4,569	4,683
d) 子どもと家庭テレホン相談	934	921	909	978	879
e) 総件数(c+d)	6,100	5,795	5,680	5,547	5,562



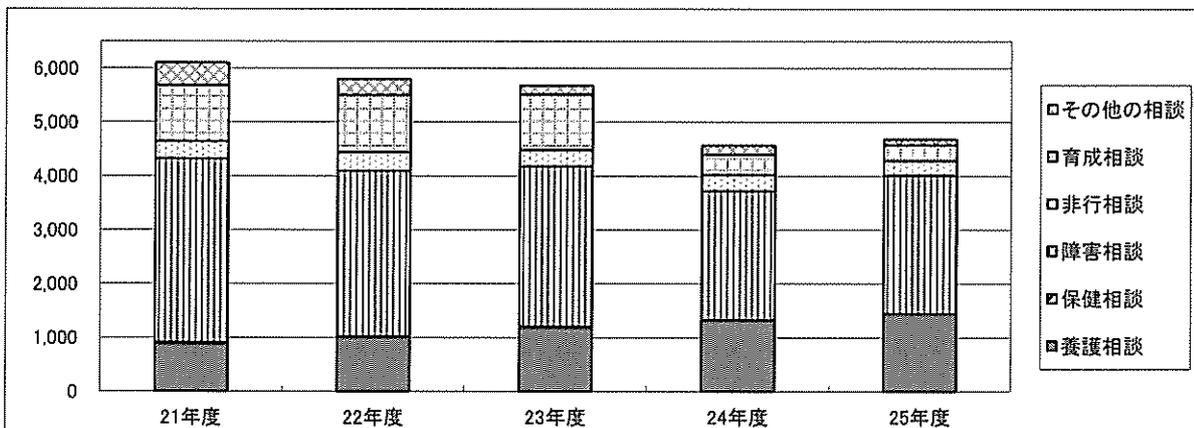
### (2) 相談種類別の推移

【単位：件、( )内%】

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
① 養護相談	884 (14)	1007 (17)	1,187 (21)	1,322 (29)	1,442 (31)
② 保健相談	22 (1)	17 (1)	18 (1)	0 (0)	1 (0※)
③ 障害相談	3,413 (56)	3,068 (53)	2,968 (52)	2,395 (53)	2,568 (54)
④ 非行相談	321 (5)	349 (6)	311 (5)	301 (6)	273 (6)
⑤ 育成相談	1,036 (17)	1,060 (18)	1,031 (18)	376 (8)	290 (6)
⑥ その他の相談	424 (7)	294 (5)	165 (3)	175 (4)	109 (2)
合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	6,100 (100)	5,795 (100)	5,680 (100)	4,569 (100)	4,682 (100)

平成24年度より、テレホン相談の件数は計上していません。

※ 0.02%。



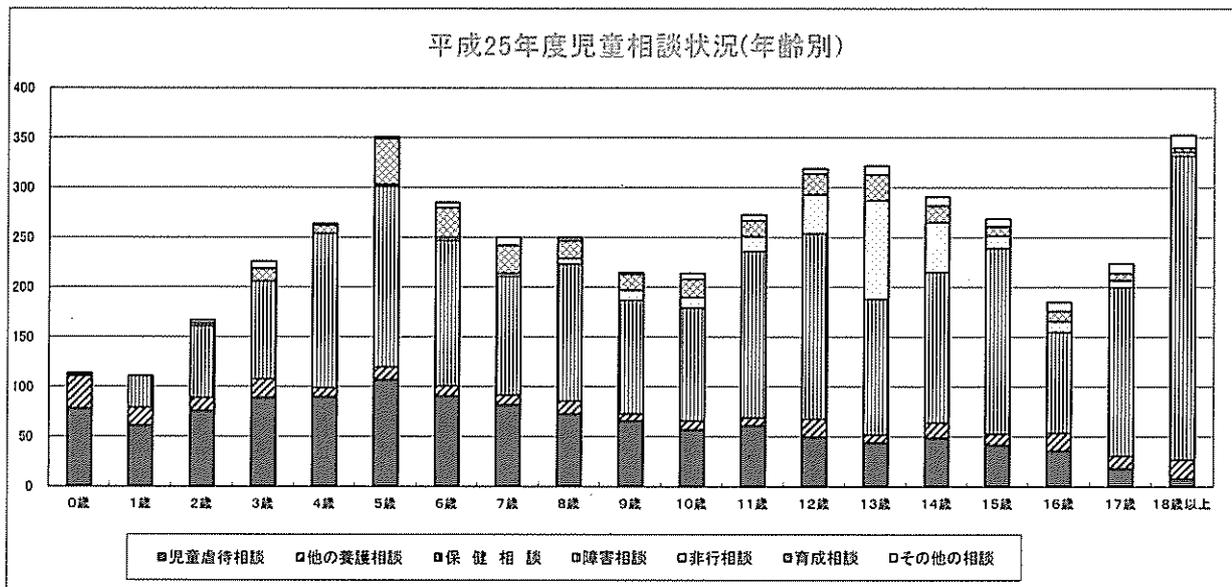
※平成24年度より、テレホン相談の件数は計上していません。

(3) 年齢別相談件数

【単位：件】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総計	
養護相談	児童虐待	78	61	76	89	90	107	91	82	73	66	57	61	50	44	49	42	36	18	8	1,178	
	他の養護	33	18	13	19	9	13	10	10	13	7	9	8	18	8	15	11	18	13	19	264	
	小計	111	79	89	108	99	120	101	92	86	73	66	69	68	52	64	53	54	31	27	1,442	
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
障害	肢体不自由	0	1	0	0	2	2	5	5	1	2	2	1	0	4	2	0	0	0	0	0	37
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	4
	言語発達障害等	0	2	1	3	0	5	3	2	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	19
	重症心身障害	0	5	1	0	4	2	3	4	2	9	3	10	8	7	7	7	7	4	5	88	
	知的障害	0	24	66	87	137	142	105	91	114	96	100	146	176	121	140	179	90	160	299	2	273
自閉症等	0	0	4	8	12	30	30	17	20	7	7	10	2	4	1	0	2	2	1	1	157	
小計	0	32	72	98	155	181	146	119	137	114	113	167	186	136	151	186	103	189	305	2	2,568	
非行相談	く犯行為等	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	4	6	13	22	29	13	11	7	4	114	
	触法行為等	0	0	0	0	0	2	2	3	4	8	7	9	26	77	21	0	0	0	0	159	
	小計	0	0	0	0	0	2	3	3	6	10	11	15	39	99	50	13	11	7	4	273	
育成相談	性格行動等	0	0	0	0	0	4	2	6	4	6	3	8	4	15	11	4	9	5	0	81	
	不登校	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	2	3	3	5	6	5	1	1	2	33	
	適性	0	0	3	12	8	42	26	22	13	6	13	4	14	6	0	0	0	1	2	172	
	育児・しつけ	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	4	
小計	0	0	3	13	8	46	30	28	18	16	18	16	21	26	17	9	10	7	4	290		
その他の相談	2	0	3	7	2	2	5	8	3	2	6	6	5	9	9	8	9	10	13	109		
総計	114	111	167	226	264	351	285	250	250	215	214	273	319	322	291	269	185	224	353	4	683	

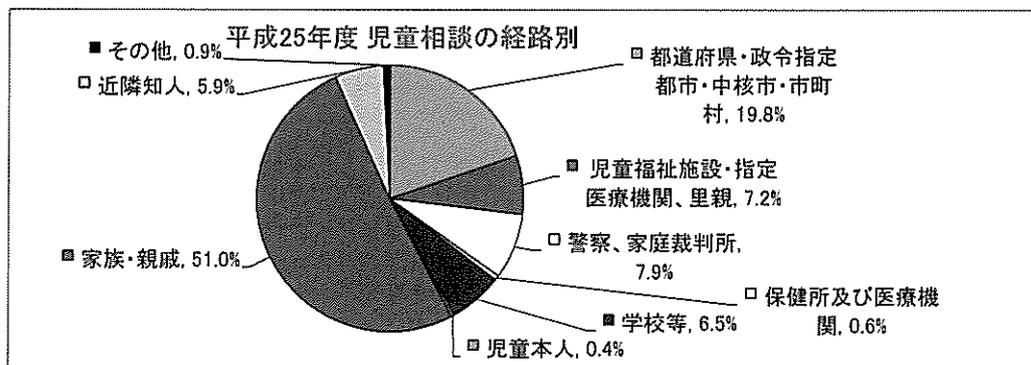
平成25年度児童相談状況(年齢別)



(4) 経路別受理件数

【単位：件】

	都道府県・政令指定都市・中核市・市町村					児童福祉施設・指定医療機関等					家庭		保健所及び医療機関		学校等		家族・近隣		児童本人	その他	総計			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	児童委員	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	里親	警察署	裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会等	親戚				知人		
男	80	193	15	1	218	20	163	4	0	1	231	12	0	13	21	168	11	1,630	152	3	24	2,960		
女	64	190	17	1	146	7	132	3	0	5	123	6	1	12	13	85	6	757	125	14	16	1,723		
計	144	383	32	2	364	27	295	7	0	6	354	18	1	25	34	253	17	2,387	277	17	40	4,683		
割合	3.1%	8.2%	0.7%	0.0%	7.8%	0.6%	6.3%	0.1%	0.0%	0.1%	7.6%	0.4%	0.0%	0.5%	0.7%	5.4%	0.4%	51.0%	5.9%	0.4%	0.9%			
小計	925					335					372		26		304		2,387		277		17		40	
	19.8%					7.2%					7.9%		0.6%		5.5%		51.0%		5.9%		0.4%		0.9%	



## (5)市町村別相談種別

(単位:件)

	養護相談			保 健 相 談	障害相談							非行相談			育成相談				そ の 他 の 相 談	総 計	
	児 童 虐 待 相 談	他 の 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 症 害 相 談	知 的 障 害 相 談	自 閉 症 等 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談			小 計
奈良市	335	71	406	0	4	0	6	41	542	10	603	24	36	60	13	6	29	1	49	5	1,123
大和高田市	62	23	85	1	2	0	0	3	155	17	177	7	5	12	9	8	18	2	37	19	331
大和郡山市	73	9	82	0	2	1	0	3	147	20	173	3	11	14	7	1	35	0	43	2	314
天理市	75	19	94	0	1	0	2	6	112	8	129	2	13	15	4	0	4	0	8	8	254
橿原市	90	27	117	0	0	1	0	12	237	25	275	10	10	20	7	1	10	0	18	10	440
桜井市	58	22	80	0	2	0	0	2	118	9	131	12	20	32	5	1	11	0	17	13	273
五條市	7	9	16	0	0	0	0	1	36	6	43	4	1	5	0	1	1	0	2	3	69
御所市	23	2	25	0	0	1	0	1	57	2	61	2	3	5	0	1	1	0	2	0	93
生駒市	114	8	122	0	1	0	1	1	144	0	147	7	6	13	1	0	5	0	6	5	293
香芝市	43	16	59	0	3	0	0	4	151	15	173	8	7	15	6	2	8	0	16	4	267
葛城市	24	4	28	0	0	0	0	0	55	1	56	5	7	12	1	2	4	0	7	7	110
宇陀市	26	3	29	0	0	0	0	3	52	2	57	1	1	2	2	0	8	0	10	2	100
山添村	3	0	3	0	0	0	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	1	0	1	0	10
平群町	6	0	6	0	0	0	5	0	19	1	25	0	1	1	1	0	2	0	3	2	37
三郷町	14	5	19	0	0	1	0	0	38	1	40	5	17	22	1	1	7	0	9	0	90
斑鳩町	23	7	30	0	1	0	0	0	54	1	56	1	1	2	0	0	4	1	5	15	108
安堵町	2	0	2	0	1	0	4	0	6	1	12	1	0	1	0	0	0	0	0	0	15
川西町	8	0	8	0	0	0	0	0	15	1	16	1	3	4	1	0	0	0	1	1	30
三宅町	2	2	4	0	6	0	0	0	9	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20
田原本町	54	6	60	0	0	0	0	3	55	1	59	0	2	2	2	0	1	0	3	1	125
曾爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	1	0	3	0	4	0	7
御杖村	6	0	6	0	0	0	0	0	16	0	16	0	0	0	0	0	5	0	5	0	27
高取町	5	0	5	0	0	0	0	1	12	3	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
明日香村	0	0	0	0	3	0	0	0	3	3	9	0	0	0	0	0	2	0	2	0	11
上牧町	13	3	16	0	1	0	0	2	42	9	54	5	3	8	6	0	4	0	10	2	90
王寺町	6	4	10	0	0	0	0	3	18	1	22	3	1	4	3	4	3	0	10	1	47
広陵町	15	3	18	0	0	0	1	0	69	3	73	6	0	6	4	3	1	0	8	1	106
河合町	16	5	21	0	0	0	0	0	23	4	27	1	0	1	3	0	2	0	5	0	54
吉野町	5	1	6	0	0	0	0	0	9	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18
大淀町	23	2	25	0	0	0	0	0	23	5	28	3	9	12	4	1	0	0	5	0	70
下市町	1	1	2	0	0	0	0	0	11	0	11	1	0	1	0	1	0	0	1	0	15
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
天川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
十津川村	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	1	0	1	1	13
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
川上村	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	2	0	2	0	6
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	0	8	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
39市町村の計	1,132	252	1,384	1	27	4	19	86	2,262	157	2,555	113	157	270	81	33	172	4	290	105	4,605
県外	41	12	53	0	0	0	0	2	11	0	13	1	2	3	0	0	0	0	0	4	73
不明	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
合計	1,178	264	1,442	1	27	4	19	88	2,273	157	2,568	114	159	273	81	33	172	4	290	109	4,683

(6)相談援助状況

(単位:援助件数)

平成25年度	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	福祉事務所 送致又は通知	訓戒・誓約	家庭裁判所送致	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	障害児施設利用契約	その他	未処理	総計
	助言指導	継続指導	他機関斡旋							入所	通所						
児童虐待	1,101	148	8	61	0	2	0	0	0	57	0	0	1	0	14	5	1,397
他の養護	120	41	4	7	0	2	0	0	0	59	0	0	13	2	30	16	294
養護相談	1,221	189	12	68	0	4	0	0	0	116	0	0	14	2	44	21	1,691
保健相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
肢体不自由	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	5	34
視聴覚障害	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4
言語発達障害等	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
重症心身障害	63	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	17	3	4	90
知的障害	2,013	7	227	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	28	8	36	2,322
自閉症等	155	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	158
障害相談	2,265	8	230	0	0	0	1	0	0	2	0	1	0	63	11	46	2,627
ぐ犯行為等	63	29	0	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	7	9	116
触法行為等	99	31	6	0	0	0	0	25	2	7	0	0	0	0	5	40	215
非行相談	162	60	6	2	0	0	0	25	3	12	0	0	0	0	12	49	331
性格行動等	61	16	1	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	0	7	92
不登校	25	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	38
適正	171	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	180
育児・しつけ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
育成相談	261	23	5	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	2	3	14	314
その他の相談	86	6	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	11	14	123
総数	3,996	286	256	73	0	4	1	25	3	136	0	1	14	67	81	144	5,087

